

京都市消費生活基本計画

＜新規・充実＞ 取組項目

(平成22年4月1日現在※)

項目数 (平成18～22年度 実施済(完了)を除く)

着手 (推進中)	未着手	計
13 (1) [18～21年度着手項目]	12 (0) [22年度取組項目]	25 (1)

※ 推進状況は、平成21年度末(平成22年3月末現在)の状況である。

なお、平成22年度新設項目の推進状況は、4月1日に開始している場合も「未着手」に区分している。

[平成22年度 取組項目]

	合 計	実施済 (完了)	着 手 (推進中)	未着手
新規項目	5 (0)			5 (0)
うち重点項目	5 (0)			5 (0)
その他	0 (0)			0 (0)
充実項目	7 (0)			7 (0)
うち重点項目	5 (0)			5 (0)
その他	2 (0)			2 (0)
合計	12 (0)			12 (0)
うち重点項目	10 (0)			10 (0)
その他	2 (0)			2 (0)

()は再掲項目数

[平成18～21年度 着手項目]

	合計	実施済 (完了)	着 手 (推進中)
項目数	13 (1)	0 (0)	13 (1)

(推進状況の区分)

実施済 (完了)	「取組内容」に示した目的を達成したもの
着 手 (推進中)	「取組内容」に示した目的の達成に向け、着手・推進中のもの
未着手	着手前のもの

- ※ 本文中、⑰等の丸囲みの数字は年度を示す。
 ※ 担当課等については、平成22年4月1日付け組織改正後の名称である。

- ※ 【基金】は、「消費者行政活性化事業」であることを示す。(参照:p.12)
 取組内容欄の「【基金】: △△△△事業」は消費者行政活性化事業の対象となる事業区分名を示す。

基本方針 1 安心・安全な消費生活環境の整備 項目数1

(1) 安全の確保

ア 食品の安全の確保 (該当項目なし)

イ ものの安全の確保 (該当項目なし)

ウ 建物の安全の確保 (該当項目なし)

(2) 適切な商品選択が行える環境の確保

ア 商品・サービスに関する情報の適正化の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		⑱	1 広告・表示等に関するガイドライン策定の検討 子ども、高齢者、障害者等にも分かりやすく、それぞれの特性に配慮した広告・表示等に関するガイドラインを策定し、事業者の適切な活動を促進させる。		⑱		⑱ 平成 17 年度消費生活モニター(41 人)を対象に実施した「子どもや高齢者、障害者に配慮した表示に関する調査」などを参考に、どのようなガイドラインが適当なのか検討を行った。 平成 19 年 3 月 19 日開催の消費生活審議会 表示・包装適正化部会において、社団法人日本包装技術協会から講師を招き、「ユニバーサルデザイン及びその考え方に基づいた包装・容器における取組について」と題する講演を開催し、ユニバーサルデザインの考え方と最近の取組について、認識の共有を図った。	文化市民局 市民総合相談課
			⑲ 5 月に本市の単位価格表示基準について、アンケート調査により消費生活モニターから意見を聴取した。また、単位価格表示基準のアンケート調査、包装基準の店頭調査等を通じて事業者の取組を聴取するとともに遵守状況の把握に努めた。 ガイドラインの扱う範囲を考えるうえで基準の扱う範囲がその基となることから、基準及びその運用の見直し等について検討を行った。					
			⑳ 消費生活条例の3つの基準(商品等表示基準、単位価格表示基準、包装基準)のうち、包装基準について、消費生活審議会表示・包装適正化部会で運用の見直しを検討し、新たな要綱等の運用に関する規定を整備することとした。その中で、表示に関して、新たに作成する「包装基準の手引き」に表示を推奨する事項を設けることとした。					
			㉑ 包装基準に関する新たな要綱等の制定、手引を作成した。 また、消費者庁において、表示に関する法令の検討が開始されたことから、その動向の把握等、情報収集に努めた。				(参考 ㉒ 予定) ・ 第2次消費生活基本計画において、表示に関する取組を継続する方向で調整を行う。	

イ 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向けた取組の推進 (該当項目なし)

基本方針 2 消費者被害の救済 項目数4

(1) 消費生活相談・被害の救済

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○	②②	3 消費生活週末(土・日)電話相談の充実 現在の週末(土・日)相談に加え、祝日等にも相談にこたえられるよう開設日の拡充を図る。 (参考 ②②年度予定) 「消費生活土日祝日電話相談」に改称し、祝日の電話相談を開始する。			○	(参考) ②②開設日数 延 103 日 1日平均受付件数 9.0 件 受付件数 929 件 ②①開設日数 延 102 日 1日平均受付件数 9.3 件 受付件数 953 件	文化市民局 市民総合相談課
	○	②①	7 消費生活専門相談員等の研修の実施 ・消費生活相談レベルアップ研修の実施 国による消費者行政の活性化に応じて消費生活相談員の研修機会を充実させることにより、消費生活専門相談員の相談対応能力のレベルアップを図る。 (1) 【基金】:消費生活相談員等レベルアップ事業 (2) 【基金】:食品表示・安全機能強化事業		②①		【②①新設】 (1) ・国民生活センター主催実務研修派遣の拡充 現行 2 年に 1 回 → 毎年 1 回(相談員1人当たり) 実績 10 名各 1 回 ・専門機関の担当者を講師とする研修 実績 未実施(②②実施予定) (2) ・食品表示・安全に関する専門家等を講師とする消費生活相談員向け研修の実施 実績 近畿農政局職員による食品表示研修 全員受講できるよう 3 月に 2 回実施	文化市民局 市民総合相談課
	○		11 不招請勧誘への更なる対応の検討 条例改正により、「不招請執よう勧誘」については不適正な取引行為として規定したが、消費者被害の未然防止の観点から、さらに、消費者が拒絶の意思表示する機会を事業者に明示させることなどを検討する。 (参考 ②②年度予定) ・第 2 次消費生活基本計画において、引き続き検討すべき課題とする方向で調整を行う。		②②		②② 市民総合相談課に来所を促した事業者等に対して、不招請執よう勧誘に対する条例の遵守状況を確認するとともに、不招請勧誘についての事業者の意見を聴取した。 ②① 事業者の意見を聴取した。 聴取実績 82 件	文化市民局 市民総合相談課

（２）消費生活相談に関連する各種専門相談の充実

ア 各種相談事業の推進 (該当項目なし)

イ 関係機関・団体等との連携の強化

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○		2 災害等緊急時における連携のあり方の検討 京都市防災計画に基づく臨時相談窓口の開設に関して、被災都市の前例等を参考に、警察等行政機関及び各種関係民間団体とその連携のあり方を協議し、万一の場合でも速やかに開設できる体制を整える。			○		文化市民局 市民総合相談課

基本方針3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保 項目数2

(1) 消費者被害の未然防止・拡大防止

ア 消費者被害に関する情報提供の推進 (該当項目なし)

イ 関係機関・団体等との連携の強化 (該当項目なし)

ウ 地域等におけるネットワークの活用

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○		1 地域の安心安全ネットワーク形成事業の推進 小学校区又は元学区単位で、地域住民(各種団体)と区役所・支所、学校、警察署、消防署などの関係機関が連携し、防犯、防災、子どもの安全、地域福祉など幅広い地域の安心・安全の確保に取り組み、地域の総合的な安心安全ネットを構築する。		⑱		㉑192 学区(累計) (参考 各年度累計 ⑯4 学区 ⑰27 学区 ⑱72 学区 ㉑112 学区 ㉒149 学区)	文化市民局 地域づくり 推進課

(2) 事業者の不適正な取引行為の防止

○		㉒	4 事業者団体との連携による事業者の自主行動基準の策定促進 事業者団体との連携により、不適正な取引行為の防止等、各事業者が自らの商行為について社会的信頼を得るための自主行動基準の策定を促進する。		㉒		㉒ 市民総合相談課に来所した事業者に対して、自主行動基準の現状聴き取り及び策定の推奨を行い、策定済みの場合は提出を求めた。 ㉓ 取組を継続実施した。 自主行動基準の提出件数 累計 21 件	文化市民局 市民総合相談課
---	--	---	---	--	---	--	--	------------------

基本方針 4 消費者の自立支援 項目数12

(1) 様々な機会を通じた情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○		1 消費生活に関する様々な情報誌、パンフレット類の発行 生活情報誌やパンフレットを発行し、消費生活に関する様々な情報を市民に提供しているが、対象者の特性に配慮した内容にするなど充実を図る。		⑮		発行実績 ⑮～⑰ ・「マイシティライフ」年4回(各回 40,000 部発行) ・「京・くらしの安心安全情報」平成18年10月から毎月 500 部発行 * 以下、別表参照	文化市民局 市民総合相談課
	○	⑳	参考 ⑰ 窓口周知事業 市民しんぶん 10 月 15 日号挟み込みで全戸配布したタブロイド版「市民生活センターの業務案内」に悪質商法や多重債務問題の啓発記事を掲載した。				参考 ⑱ 予定 市民しんぶん挟み込みによる窓口周知 【基金】	
	○		・生活情報誌「マイシティライフ」特別号の作成・配布 消費生活窓口の周知と、生活情報誌「マイシティライフ」の読者の拡大に向け、存在を広くアピールする効果をねらい、特別号を作成・配布する。 【基金】 :消費生活センター機能強化事業			○	【㉒新設】 参考 ㉒ 予定 市民しんぶん挟み込みとは別の方法で全戸配布を検討する。	文化市民局 市民総合相談課

別表 消費生活に関する様々な情報誌、パンフレット類の発行

区分	名称, 部数等
一般向け	- リーフレット「お気をつけておくれやす悪質商法撃退!! (一般向け版)」 ⑮64,000 部発行 - 市民総合相談課 案内チラシ ⑮⑯各 1,000 枚発行 - 回覧板チラシ「お気軽にご相談ください 京都市市民総合相談課」 ⑳74,000 部発行 ㉑54,000 部増刷 「市民生活センター電話番号シール(改訂版)」 ⑮40,000 枚作成 「くらしのみはりたい」ステッカー ⑮1,500 枚作成 ⑳700 枚増刷 ㉑700 枚増刷 - 悪質商法撃退!! ステッカー ⑮500 枚作成 - 市民総合相談課相談窓口案内ポスター印刷 ㉑10,750 部

事象別	・リーフレット「賃貸アパート・マンション退去時のトラブル(改訂版)」 ⑮5,000 部増刷 ・パンフレット「多重債務でお困りのあなたへ」 ⑮4,000 部増刷 ・パンフレット「あきらめないで！多重債務は必ず解決できます！」 ⑮10,000 部発行 ⑯9,000 部増刷 ・ポスター「多重債務相談ダイヤル案内」 ⑮200 枚 ・ポスター「多重債務は必ず解決できます(市営高速鉄道車内用)」 ⑯400 枚発行 ・くらしの達人入選作品集⑮⑯⑰⑱毎年度 800 部
高齢者向け	・リーフレット「悪質商法！高齢者がねられる！！」 ⑮20,000 部発行 ・パンフレット「悪質商法撃退ハンドブック」 ⑮9,000 部増刷 ・リーフレット「お気をつけておくれやす悪質商法撃退！！」 ⑮20,000 部発行
若者向け	・パンフレット「十代・二十代のあなたへ」 ⑮4,000 部増刷 ・パンフレット「契約ナビ」 ⑮5,000 部増刷⑯4,000 部増刷 ・冊子「あなたはだいじょうぶ?(中学生編)」 ⑮47,000 部発行・⑮配布(全学年), ⑯⑰⑱増刷(次年度新入生数相当)

○	5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大 消費生活に関する啓発冊子類が、より多くの消費者に渡るよう設置場所の拡大を図る。	⑮	(冊子類の地域での回覧用としての配布) ⑮・「お気をつけておくれやす 悪質商法撃退!!(一般向け版)」市内全地域の市政協力委員に配布(平成 20 年 2 月) ⑯・相談窓口案内チラシ「お気軽にご相談ください 京都市市民総合相談課」を、市内全地域の市政協力委員に配布(平成 21 年 3 月) ⑰・⑯に同じ(平成 22 年 3 月) (生活情報誌「マイシティライフ」の設置) ⑮・地下鉄駅構内パンフレット棚に設置(No.196, 平成 20 年 3 月～) [ただし、地下鉄利用促進に向けたパンフレット棚の運用見直しにより、No.203, 平成 22 年 2 月までで設置終了]	文化市民局 市民総合相談課
○	10 住宅用火災警報器の設置指導の実施 消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから、自主防災組織を通じた地域ぐるみの設置指導を実施する。	⑮	自主防災組織を通じた地域ぐるみの設置指導回数 ⑮409 回 ⑮1,299 回 ⑯1,364 回 ⑰1,219 回 備考 既設住宅の設置は平成 23 年6月から義務化	消防局 予防部

(2) 消費者教育・啓発の充実

ア 様々な学習機会の拡充

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○	㉑	1 消費生活に関する講座や教室の充実 消費生活に関するフォーラム等の開催 次期消費生活基本計画の策定や消費者庁の設置など、現在の消費生活に関する時事的な問題を題材に、次世代への影響も考慮し、これからの消費生活について、消費者の役割を考える契機となるよう、消費者団体、事業者団体と協力して、多数の消費者が参加できる形式で学習の機会を設ける。 【基金】:消費者行政活性化オリジナル事業		㉑		【㉑新設】 - シンポジウム「未来へつなぐ消費生活を京都から」 平成 22 年 2 月 2 日(火)にウイングス京都イベントホールにおいて、内閣府消費者委員会委員長を講師に招き、また、次期京都市消費生活基本計画の策定について京都市消費生活審議会で審議する中でまとめられたメッセージを市民に発信し、消費生活への関心を高め、安心感のある消費生活のために市民ができることは何かについて考えるシンポジウムを開催した。 内容（囲み欄 参照） 参加者 245 人 - 平成 22 年度消費者月間における暮らしのフォーラムの企画 消費者団体、事業者団体の合同懇談会を企画・運営の検討のため、平成 22 年 1～3 月に計 3 回開催した。 (参考 ㉒予定) 5 月 29 日「京都くらしのフォーラム」開催	文化市民局 市民総合相談課
			内容（敬称略） ◇基調講演「これからの消費生活を考える ～消費者市民に求められるもの～」 講 師 松本恒雄(一橋大学法科大学院長, 内閣府消費者委員会委員長) ◇パネルディスカッション「未来へつなぐ消費生活を京都から」 (京都市消費者審議会からのメッセージ発信) パネリスト 二之宮 義人(弁護士) 松本恒雄(一橋大学法科大学院長, 内閣府消費者委員会委員長) 渡邊 明子(京都生活協同組合副理事長, 京都市消費生活審議会委員) 門川 大作(京都市長) コーディネーター 松岡 久和(京都大学大学院法学研究科教授, 京都市消費生活審議会会長)					

○	⑱	10 京都府との共催事業の検討 消費者の学習機会の拡充を図るため、京都府との共催による事業の実施を検討する。 (参考) ⑱平成19年3月に近畿経済産業局及び京都府と合同で学生向けのマルチ被害に関するセミナーを開催し、消費生活専門相談員による出張相談コーナーを開設した。 ⑲京滋地区大学学生課職員の協議組織の会合において、学生の消費生活上のトラブル防止に向けて、京都府と共に説明会を実施した。	⑱	⑱実施に向けて検討(府市協議1回実施) ⑳㉑大学に対し、新入生向けオリエンテーション等でマルチ商法に関する啓発を実施するよう、京都府と連名で要請 (参考㉑予定) 改正貸金業法の完全施行日への対応を喫緊の課題として、京都府、弁護士会、司法書士会と連携し、6月18日に多重債務法律相談会を府内各地で開催。開催に当たっては、制度の周知効果を上げるため、京都新聞に全面広告を掲出	文化市民局 市民総合相談課
---	---	---	---	---	------------------

イ 学校における消費者教育の推進

○	㉑	5 教職員及びPTAへの情報提供の推進 啓発冊子類の学校への配布、総合教育センターでの教員研修に出前講座を行い、PTA研修についても、機会に応じて、出前講座を行う。 (参考 ㉑予定) ・PTAの出前講座利用の促進を図るため、小学生高学年向けの消費者教育教材アニメーションDVDを学校に配布する機会を利用して、PTA研修についても出前講座を行うことを改めて周知する。	㉑	㉑ 消費者教育を効果的に推進するため消費者行政と教育委員会の庁内連携組織を設置し、情報交換を行った。 開催 1回	文化市民局 市民総合相談課
○	㉑	18 小学生向け消費者教育教材の作成・配布 学童期における消費者教育を充実するために、市内小学校の授業等で活用してもらえるよう、小学生高学年向けの消費者教育教材アニメーションDVDを作成し、市内小学校に配付する。 【基金】: 消費者教育・啓発活性化事業 (参考 ㉑予定) 夏期の教員研修等で説明を行うなど、活用の促進を図りつつ、市内小学校に配布する。	㉑	【㉑新設】 平成17年度に作成した若者向け冊子「契約ナビ」の挿絵から発展させ、くらしのみほりたいステッカー等で市民生活センターのイメージキャラクターとして活用しているクーリング・オフマンをメインキャラクターとして、アニメーションDVDを作成した。	文化市民局 市民総合相談課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		②②	19 大学における消費者講座の開講 大学生が消費者契約トラブルなどの消費者問題についての現状認識を高め、その解決のために必要な法的知識を学ぶとともに、自らのライフスタイルについて考えを深めることを目的として、大学及び大学コンソーシアムとの協働により、消費者問題に関する講座をキャンパスプラザ京都で開講する。 【基金】： 消費者教育・啓発活性化事業			○	【②②新設】 (参考 ②②予定) 平成 22 年 8 月に夏季集中講座として実施予定である。 なお、より多くの学生に受講してもらうため、単位互換科目として実施する。	文化市民局 市民総合相談課

ウ 自主的な学習活動の支援 (該当項目なし)

エ 地域社会等におけるリーダーの育成 (該当項目なし)

(3) 消費者の意見の反映

	○ ㉔	3 消費生活に関連する審議会等における意見の把握 ・ 京都市食の安全安心審議会の設置 平成 22 年 4 月施行の「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」は、食品等の安全性と安心な食生活の確保に関して、市民、さらには毎年国内外から訪れる観光旅行者等の健康の保護を図ることを目的としている。 市民及び有識者から構成される「京都市・食の安全推進協議会」を同条例第17条に基づく「食の安全安心推進審議会」として改組するとともに、同審議会が食の安全安心確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の策定をはじめ条例の施行に関する重要事項を審議する体制の充実を図る。	○	【㉔新設】 (参考 ㉔ 予定) ・ 委員委嘱について 「京都市・食の安全推進協議会」の市民、有識者10名を引き続き「京都市食の安全安心推進審議会」の委員として委嘱するとともに、条例に定める12名以内の委員枠を活用し、2名増員する。 増員分は、条例の目的を考慮し、飲食店営業、食肉・食鳥肉販売業等の食品衛生をはじめ、興行場営業、ホテル・旅館業等の観光に関わる分野から、学識者を委嘱する。	保健福祉局 保健医療課
	○ ㉔	・ 京都市建築物安心安全実施計画推進会議の設置 平成 22 年 3 月に策定した「京都市建築物安心安全実施計画」は、公民が一体となって総合的かつ効果的に建築物の安全を確保し、事故や災害から市民のいのちを守り、だれもが日々安心して暮らせるすまい・まちづくりを推進めることとしている。 着実に建築物の安全対策を推進するため、建築関係団体、学識経験者等で構成する「京都市建築物安心安全実施計画推進会議」を設置する。同会議には、消費者の意見反映を図ることを考慮し、消費者団体の参画枠を設ける。	○	【㉔新設】 (参考 ㉔ 予定) 会議の構成委員・機関に「消費者関係」の区分を設け、消費者団体の参画を依頼する。	都市計画局 建築安全推進課
	○	5 各種モニターによる消費生活に関する調査の推進 消費生活に関する様々な分野において、必要に応じて、各種モニターによる消費者の意見調査を積極的に行っていく。	○	(参考 ㉔ 予定) ・ 第2次消費生活基本計画において、意見調査に関する取組を実施する方向で調整を行う。	文化市民局 ほか

基本方針5 豊かにくらすことができる環境の整備・創造 項目数6

(1) 食の安全の確保に向けた取組の推進 (該当項目なし)

(2) 環境に配慮した活動の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
○		②②	22 イベント等のエコ化の推進 祭りや学園祭等のイベント時において排出されるごみの減量、資源化の推進を図るため、リユース食器の使用や、ごみの資源化を規定する「イベントグリーン要綱」を策定し、京都市内で開催されるイベントのエコ化を促していく。			○	【②②新設】 (参考 ②② 予定) 4月:各区主催の「ふれあいまつり」において、リユース食器を活用することを通達 夏頃:「イベントグリーン要綱」を策定 秋以降:京都学生祭典等、京都市主催以外のイベントに対してエコ化の働き掛けを実施	環境政策局 循環企画課
○		②②	23 包装材削減推進京都モデルの構築に向けた検討 包装材削減推進京都モデルの構築を目指し、市民のライフスタイルの転換と合わせて、ものづくり、流通、販売の各段階での包装材削減の枠組みづくりを行うため、レジ袋削減協定の更なる拡大を図るとともに、包装材に関する調査を行うなど、現状と課題について検討する。			○	【②②新設】 (参考 ②② 予定) ・ レジ袋削減協定拡大に向けた取組 ・ 包装材の使用動向の調査・分析	環境政策局 循環企画課

○	②②	24 小型家電リサイクルの普及及び促進 レアメタル(希少金属)の安定的な確保に寄与するため, 環境省及び経済産業省と連携して, 不要になったデジタルカメラ, ゲーム機等の「小型家電」(小型電子機器類)を回収しリサイクルするモデル事業を平成 21 年 11 月から平成 22 年 1 月までの 3 箇月間, 関西初の取組として実施し, 約 2,600 個を回収した。 ショッピングセンター等の 22 施設に設置された専用回収ボックスの平成 22 年 12 月までの設置延長に合わせ, より多くの市民の協力を図るため, 全区役所・支所等への回収ボックスの設置等により, 更なるレアメタルのリサイクルを推進していく。	○	【②②新設】 (参考 ②② 予定) - 平成 22 年 6 月から 12 月まで, 回収ボックスを全区役所・支所, 右京区役所京北出張所, 各まち美化事務所, 地下鉄駅構内(烏丸御池駅, 国際会館駅, 山科駅)に新たに設置 - 京都サンガ F.C の主催ホームゲーム等, イベント開催時における回収ボックスの臨時設置の継続 - 平成 22 年 9 月頃にシンポジウム開催	環境政策局 循環企画課
○	②②	25 生ごみ・落ち葉等堆肥化活動への支援 地域力を生かしたごみの減量・リサイクルの取組を支援するため, 学区や町内会単位等, 地域において, 生ごみ・落ち葉等の堆肥化活動を行う団体に対し, 堆肥化に必要な材料・工具等の購入費用を助成する制度を創設する^注。	○	【②②新設】 (参考 ②② 予定) - 申込受付期間 平成 22 年 5 月 6 日(木)～平成 23 年 1 月 31 日(月) - 募集团体数 30 団体	環境政策局 まち美化推進課

(3) 高度情報通信社会への対応

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				実施済 (完了)	着手 (推進中)	未着手		
	○		5 消費生活に関する啓発冊子類の設置協力施設の拡大（再掲）		①⑨		参照 4-(1)-5	
	○	②②	6 情報弱者への情報提供の検討 情報の格差を縮小するために、情報弱者への情報提供手段を検討する。			○	(参考 ②② 予定) 窓口周知に関する冊子等で、視覚障害者への対応を検討する。	文化市民局 市民総合相談課

(4) 京都固有の生活文化に根ざした活動の推進（該当項目なし）

参考（京都市市民総合相談課まとめ）

「消費者行政活性化事業」の対象となる事業……2, 3, 6, 9, 10, 11 については、本市は該当事業なし。

1 消費生活センター機能強化事業

（センター基準^{注1}を満たしている消費生活相談事業の実施者が、相談窓口の強化を図る事業^{注2}）

注1 消費者行政活性化事業上の消費生活センターの基準

・ 専門的な知識・経験を有する者を配置 ・ PIO-NET等の電子情報処理の実施 ・ 1週間に4日以上の実施

注2 消費生活センターの新設、増設、拡充を図るために必要な事務所の設置、事務所の改修、機材・事務用機器の設置、執務参考資料購入、消費生活センターに関する住民への周知に係る経費を対象

2 消費生活相談スタートアップ事業

（センター基準*を満たさないが、相談窓口を開設・強化し、相談事業を実施するために必要な体制整備を図る事業）

3 消費生活相談員養成事業

（都道府県が、管内の市町村の要望を取りまとめたうえで、相談を担える人材を養成できる法人に実務的な研修を委託し、計画的かつ集中的に相談従事者の養成や実務能力の向上を図る事業）

- 4 消費生活相談員等レベルアップ事業
(相談従事者のレベルアップを図るための研修の開催や、レベルアップに取り組むための支援を行う事業)
- 5 消費生活相談窓口高度化事業
(弁護士等の専門的知識を有する者を活用し、高度に専門的な消費生活相談への対応力を強化するための事業)
- 6 広域的消費生活相談機能強化事業
(複数の市町村が連携して、共同で消費生活センターを設置し、相談事業を実施するための体制整備を図る事業)
- 7 食品表示・安全機能強化事業
(食品表示・安全分野の対応力を強化するため、消費生活センターにおける専門家の活用、研修の開催・参加支援、又は消費者への啓発強化を図るための事業)
- 8 消費者教育・啓発活性化事業
(自立した消費者の育成及び消費者被害の未然防止のために、消費者教育専門家の育成、出前講座の実施、教材・パンフレット・広報資料等の作成・充実、展示会、講演会等を実施する事業)
- 9 商品テスト強化事業
(消費生活センターが消費者から寄せられた製品関連事故に関する原因究明や品質性能検査などの依頼に対応できる機能を強化するための事業)
- 10 地方苦情処理委員会活性化事業
(苦情処理委員会の開催の促進、あっせん・調停機能の強化により、地域における裁判外紛争処理機能を強化するための事業)
- 11 一元的相談窓口緊急整備事業
(平成 23 年度末までの“集中育成・強化期間”において消費者庁創設に伴い増大する業務を円滑に実施するための人的体制整備を支援するための事業)
- 12 消費者行政活性化オリジナル事業
(1～11のメニュー以外で地方公共団体が独自に取り組む以下の分野の事業
① 消費生活センターや相談窓口が、病院、保健所、警察、消防等関係機関と連携の強化を図るための事業
② 事業者指導や法執行等の強化を図るための事業(事業者への広報・周知の強化に関する事業を含む)
③ その他消費者行政の活性化を図るために提案された地域独自の事業